

## 福井圏域合併協議会合併推進責任者会規程

### (設置)

第1条 福井圏域合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき、福井圏域合併協議会合併推進責任者会（以下「責任者会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 責任者会は、福井圏域合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について、協議又は調整をするものとする。

2 前項に規定するもののほか、福井市、美山町、越廼村及び清水町（以下「4市町村」という。）の合併に関し必要な事項について、協議又は調整をするものとする。

### (組織)

第3条 責任者会は、合併推進責任者をもって組織する。

2 合併推進責任者は、4市町村の副市長及び助役をもって充てる。ただし、合併推進責任者に事故がある場合又は欠けたときは、当該合併推進責任者の属する市町村において、相応の職にある者を代理とすることができる。

### (委員長)

第4条 責任者会に委員長を置く。

2 委員長は、福井市の合併推進責任者をもって充てる。

3 委員長は、責任者会を主宰する。

### (会議)

第5条 責任者会は、委員長が必要に応じ、随時開催する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じて会議へ関係職員等の出席を求めることができる。

### (報告)

第6条 委員長は、責任者会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

### (専門部会)

第7条 責任者会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

### (庶務)

第8条 責任者会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

### (補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、責任者会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成16年11月22日から施行する。